

小田原市中心市街地活性化基本計画



平成 25 年 3 月 神奈川県小田原市

平成25年3月29日 認定

平成26年7月29日 変更

平成26年11月27日 変更

平成27年7月31日 変更

平成28年3月15日 変更

平成29年3月24日 変更

< 目 次 >

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 小田原市の概要	1
(1) 歴史	1
(2) 位置・地勢	1
[2] 中心市街地の現状分析	3
(1) 中心市街地の概況	3
(2) 中心市街地におけるこれまでの取組み	4
(3) 中心市街地の既存ストック	12
(4) 統計的データによる把握・分析	18
(5) 地域住民等のニーズの把握・分析	28
(6) 中心市街地における課題	35
[3] 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	37
(1) テーマと基本方針、目指すべき将来像	37
(2) 将来像を見据えたゾーン形成	38
2. 中心市街地の位置及び区域	40
[1] 位置	40
[2] 区域	41
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	42
3. 中心市街地活性化の目標	52
[1] 基本方針と施策	52
[2] 計画期間	55
[3] 数値目標	55
(1) 訪れたいくなる・歩きたいくなるまちづくり	55
(2) 住みたいくなる・暮らしやすいまちづくり	64
4. 土地区画整事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	68
[1] 市街地の整備改善の必要性	68
(1) 現状分析	68
(2) 市街地の整備改善の必要性	68
(3) フォローアップの考え方	68

[2] 具体的事業の内容 -----	69
(1) 法に定める特例の措置に関連する事業	69
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	69
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	69
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	69
(4) 国の支援がないその他の事業	75
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 -----	78
[1] 都市福利施設の整備の必要性 -----	78
(1) 現状分析	78
(2) 都市福利施設の整備の必要性	78
(3) フォローアップの考え方	78
[2] 具体的事業の内容 -----	78
(1) 法に定める特例の措置に関連する事業	78
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	79
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	81
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	81
(4) 国の支援がないその他の事業	83
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 -----	84
[1] 街なか居住の推進の必要性 -----	84
(1) 現状分析	84
(2) 街なか居住の推進の必要性	84
(3) フォローアップの考え方	84
[2] 具体的事業の内容 -----	84
(1) 法に定める特例の措置に関連する事業	84
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	85
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	85
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	85
(4) 国の支援がないその他の事業	86
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 -----	90
[1] 商業の活性化の必要性 -----	90
(1) 現状分析	90
(2) 商業の活性化の必要性	90
(3) フォローアップの考え方	90
[2] 具体的事業の内容 -----	90
(1) 法に定める特例の措置に関連する事業	90

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	91
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	94
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	94
(4) 国の支援がないその他の事業	95
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 -----	112
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 -----	112
(1) 現状分析	112
(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	112
(3) フォローアップの考え方	112
[2] 具体的事業の内容 -----	112
(1) 法に定める特例の措置に関連する事業	112
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	112
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	113
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	113
(4) 国の支援がないその他の事業	114
資料 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 -----	115
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 -----	116
[1] 市町村の推進体制の整備等 -----	116
(1) 小田原市における庁内の推進体制	116
[2] 中心市街地活性化協議会などに関する事項 -----	117
(1) 小田原市中心市街地活性化協議会の概要	117
(2) 合同会社まち元気小田原の概要	125
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進 -----	125
(1) 中心市街地活性化フォーラムなどの開催	125
(2) 地域ニーズの把握	126
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 -----	128
[1] 都市機能の集積の考え方 -----	128
(1) 第5次小田原市総合計画『おだわらTRYプラン』における考え方	128
(2) 小田原市都市計画マスタープランにおける考え方	128
[2] 都市計画手法の活用 -----	128
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等 -----	129
(1) 中心市街地における都市福利施設の立地状況	129
(2) 大規模小売店舗などの立地状況など	129
(3) 既存ストックの有効活用	130
[4] 都市機能の集積のための事業等 -----	130

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 -----	132
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項 -----	132
[2] 都市計画等との調和 -----	132
1 2. 認定基準に適合していることの説明 -----	134